

核物質防護の強化に係る 法令改正後の対応状況について

平成19年5月18日

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課原子力規制室

法令改正の概要

- 平成17年5月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正
- 平成17年12月より、関係省令施行
 - 設計基礎脅威 (DBT)
 - 核物質防護検査制度
 - 秘密保持義務制度

核物質防護規定

- 国が定めたDBTに対し、事業者が施設の防護措置を評価し、その結果については、核物質防護規定の一部として国に申請
- 法令改正に係る核物質防護規定について、平成18年2月28日までに変更の申請が行われた
- 当該核物質防護規定に基づき、平成18年に初回の核物質防護検査を実施

核物質防護検査について

- 核物質防護規定の遵守状況を国が監視し、防護措置が適確に実施されていることを確認するため、年に1回、核物質防護規定の遵守状況検査を実施。
- 初回の検査については、平成18年6月～11月末までにのべ118日間、当省所掌の全ての施設（30事業所（試験研究炉8、核燃料使用施設2））について検査を実施。

初回核物質防護検査の結果

- 核物質防護規定の各条毎に核物質防護措置の実施状況について、その根拠や裏づけとなる下部規定や記録の確認及び聞き取り調査を実施した。
- また、防護区域、見張人詰所等現場での実施状況の確認及び聞き取り調査を実施し、当該規定の遵守状況を確認した。
- 検査の結果、違反は認められず、核物質防護規定の遵守状況は良好であった。

秘密保持義務

○ 炉規法第68条の3 (秘密保持義務)

- 正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。
- 対象は、原子力事業者等及びその従業者、国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者、職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員、及びこれらの者であった者

秘密情報運用の検討

- 核物質防護秘密については、厳に核物質防護上必要な情報のみを設定
- 行政庁として、この運用状況については、厳格に確認することが重要